

## 報告第31号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年9月28日
- 2 損害賠償額 299,750円
- 3 相手方 平塚市高根一丁目1番11号  
レモンガス株式会社  
代表取締役社長 赤津 欣弥
- 4 事故の概要 令和5年7月12日午前8時50分頃、市内酒匂937番付近の市道4326において、集積場所のごみを収集するため環境事業センター職員がごみ収集車を後退させたところ、相手方車両の右後部側面に接触し、これを破損させた。